

横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付要綱

制定 令和7年8月1日 健介事第489号（副市長決裁）
最近改正 令和8年7月1日 健介事第374号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、万が一の災害発生時においても、高齢者施設等で介護サービスが提供できるよう、電源確保を目的に電気自動車等の電気給電が可能な車両の導入費用に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

- （1）「電気自動車等」とは、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。
- （2）「電気自動車」とは、搭載された電池又は燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車）をいう。
- （3）「プラグインハイブリッド自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車）をいう。
- （4）「外部給電機能」とは、外部給電器（V2L）・充放電設備（V2H）を経由して、又は車載コンセント（AC100V 1500W）から電力を取り出せる機能をいう。
- （5）「リース契約」とは、借受人を自動車の使用者として行う事業用及び自家用自動車の貸し渡しを業とする者との契約をいう。

（補助事業者等）

第3条 この要綱における補助事業者等の範囲は、別表1に定める施設等へ電気自動車等を配備する法人とし、予算の範囲内で補助を行うものとする。

（補助対象経費）

第4条 対象経費は、災害時の電源確保を目的とするもののうち、次の各号に掲げる車両の導入費用とする。

- （1）補助対象車両（以下「車両」という。）は、補助申請の当該年度における経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象一覧に掲載の4輪自動車とする。
- （2）車両は、横浜市内を使用の本拠地とし、自動車検査証上の使用者が申請者であること。ただし、リース契約で導入する場合は、契約期間が4年以上であること。

- (3) 車両は、申請年度の4月1日以降に当該補助対象事業に着手したものとする。補助対象事業の着手とは、「車両の登録日」、「車両の引渡日」または「購入代金支払の完了又は全額の支払が担保された契約手続（リース契約含む）が完了した日」のうち最も早い日とする。
- (4) 車両は、申請年度に初度登録された自動車（中古の輸入車の初度登録車を除く。）で過去に補助金申請をしたことのない自動車であることとする。
- (5) 補助金には、消費税及び地方消費税は含まないため、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告は要さないものとする。

（補助額）

第5条 補助額は、別表2に掲げる範囲内とする。

（交付条件）

第6条 補助金規則第7条第1項第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 第4条第1項第1号に規定する車両から、電力を取り出すために、外部給電機能を車両の引き渡し日に有していること。ただし、補助事業者等の責によらない場合であって、外部給電機能の内、外部給電器（V2L）又は充放電設備（V2H）を車両の引き渡し日までに導入できない時は、導入可能日を明確にし、誓約書を提出した場合に限り、外部給電機能を有しているものとする。
- (2) 災害時において、車両を配備した施設が介護サービスを継続するため、当該車両から電力を取り出して、活用すること。
- (3) 災害時において、車両を配備した施設が停電地域外に所在する場合、横浜市からの要請に基づき、運営に支障がない範囲で、停電地域に所在する施設からの電気自動車等の充電及び配備した当該車両による給電要請等の応援に応じること。
- (4) 平常時において、車両を配備した施設利用者の送迎等、施設運営に資する目的にのみ当該車両を利用すること。
- (5) 車両の利用について、配備した施設の業務継続計画（BCP）に記載し、施設の防災訓練においても、当該車両を利用すること。

（入札又は見積書の徴収）

第7条 補助対象事業者は、車両の購入等を行う場合において、補助金規則第24条に規定する入札又は2社以上の見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、補助対象事業者は理由書を市長に提出しなければならない。

（交付申請及び実績報告）

第8条 補助金規則第5条第1項に規定する申請書は、横浜市高齢者施設等の災害対策

用電気自動車等導入支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に申請書様式で定める必要書類を添えて市長に提出することとし、その提出期限は、市長がその都度指定する。

- 2 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が交付申請において、交付申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、同規則同条第2項第2号から第3号に規定するものとする。
- 3 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告において、報告、添付又は記載を省略させることができる書類は、同規則同条第1項第2号のうち補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び同条第3号に掲げるものとする。

（交付決定及び額の確定等）

第9条 市長は、第8条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付すべきでないと認めるときは、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知の交付を受けた日から起算して10日以内の日とし、横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付申請取下届出書（第4号様式）に当該通知書の写しを添えて提出することにより、申請の取下げをすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請の取下げを認めるときは、横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けた者に対して当該交付決定の全部または一部を取り消し、交付した補助金の返還を命じるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により取消しを行ったときは、横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付請求書（第6号様式）によるものとする。

(取得財産の管理・運用・処分)

- 第 13 条 本要綱に基づく補助金交付を受けた者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を補助対象事業の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的かつ安全な運用を図らなければならない。また、市は取得財産の運用によって、第三者に与えた損害について、一切の保障はしない。
- 2 本要綱に基づく補助金交付を受けた後に補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分について市長と協議し、返還等の指示に従わなければならない。
 - 3 補助金規則第 25 条に規定する市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に規定する処分制限期間とする。また、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供してはならない。
 - 4 補助金の交付を受けた者は、取得財産の処分をしようとするときは、あらかじめ補助金に係る財産処分承認申請書（第 7 号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
 - 5 市長は、前項の申請を受けた後、すみやかに補助金に係る財産処分承認・不承認書（第 8 号様式）により、前項の申請をした者に通知するものとする。
 - 6 補助金の交付を受けた者は、財産処分が完了した場合、すみやかに補助金に係る財産処分完了報告書（第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。
 - 7 市長は、補助金の交付を受けた者が取得財産の処分をした場合又は交付の目的及び要件に反したときは、市長は当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を求めなければならない。ただし、申請者の責に帰すべき事由でないと市長が認める場合は、この限りではない。

(関係書類の保存)

- 第 14 条 高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金の交付を受けた申請者は、この補助金に係る関係書類について、補助金の交付を受けた翌年度から起算して 5 年間保管しておかななければならない。

(調査又は報告)

- 第 15 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助金交付事業者に対して、補助金の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(委任)

- 第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表1(第3条関係)

施設等種別
小規模多機能型居宅介護事業所
看護小規模多機能型居宅介護事業所
認知症対応型共同生活介護事業所

別表2(第5条関係)

補助対象車両	補助金の上限額	補助対象経費
経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象の車両のうち、要綱第4条第1項第1号に定める車両	900,000円	車両本体価格(消費税及び地方消費税を除く取引価格)

備 考

- 1 補助金交付額は、補助金交付申請額と補助金の上限額のうち、いずれか低い金額とする。
- 2 補助金交付申請額及び補助金請求額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付申請書
兼実績報告書

(申請先)
横浜市長

(申請者)
法人名
所在地
代表者職・氏名

横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金の交付を申請します。なお、高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付要綱を遵守します。

1 対象の施設等

名称	
種別	<input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護事業所 <input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護事業所 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）
所在地	

2 導入した車両 別紙1のとおり

3 補助金交付申請額

円

4 他の補助金の有無

無 ・ 有（ ） ※該当するものに○

5 申請者の連絡先に関する事項

担当者	フリガナ	所属部署
連絡先	電話：	メール：

6 申請要件等の確認 以下の内容に間違いなければ、各項目に☑マークをご記入ください。

<input type="checkbox"/> 補助対象車両は、申請年度の4月1日以降に補助対象事業に着手※した車両になります。 ※①車両の登録日②車両の引渡日③購入代金支払の完了又は全額の支払が担保された契約手続（リース契約含む） が完了した日のうち最も早い日
<input type="checkbox"/> 補助対象車両は、添付書類のとおり、外部給電機能を有します。
<input type="checkbox"/> 補助対象車両は、添付書類のとおり、今年度における経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）」の補助対象一覧に掲載の4輪自動車です。
<input type="checkbox"/> 補助対象車両は、災害時において、自らの施設の介護サービス継続のために活用します。
<input type="checkbox"/> 災害時においては、横浜市からの要請に基づき、運営に支障がない範囲で、停電地域にある施設からの充電及び給電要請に応じます。
<input type="checkbox"/> 補助対象車両は、平常時において、施設利用者の送迎等、施設運営に資する目的にのみ利用します。
<input type="checkbox"/> 補助対象車両は、事業完了日から4年間以上保有します。または、リースの場合は、4年間以上リースします。
<input type="checkbox"/> 関係職員による補助対象事業の遂行状況調査に協力します。
<input type="checkbox"/> これまでに、上記1の施設において、「ハード交付金（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金。以下、「ハード交付金」という。）」による非常用自家発電設備整備事業の補助金（以下、「自家発電補助金」という。）を受けていません。
<input type="checkbox"/> 今後、上記1の施設において、自家発電補助金は申請しません。
<input type="checkbox"/> 上記1の施設において、本補助金と自家発電補助金との併用はできないことを承知しました。

7 添付書類等

- (1) 導入した車両の外部給電機能の有無等、仕様が分かる資料の写し（見積書、カタログ等）
- (2) 導入した車両の自動車検査証（写し）及び「自動車検査証記録事項」（写し）
- (3) 車両引渡日を確認できる書類
車両受領書等、納車日を確認できる書類の写し
- (4) 請求書（写し）※車両本体価格、法定費用、値引き額、オプション費等が明確なこと
- (5) 支出を証する書類
領収書の写し又は全額の支払が担保された契約手続の完了を証する書類の写し
- (6) リース事業者と使用者とのリース契約書の写し（リース契約で導入する場合）
- (7) 2社以上の市内事業者からの入札書または見積書
- (8) 経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）」の補助対象一覧に掲載の4輪自動車であることが確認できる書類
- (9) その他市長が必要と認めるもの

（法人名称及び代表者の職・氏名）様

横浜市 長

横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付決定通知書
兼交付額確定通知書

年 月 日に受け付けました横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付申請兼実績報告書を審査した結果、横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金について、次の条件を付けて、補助金の交付決定及び交付額の確定をいたしましたので、通知します。

1 交付決定兼交付確定額

_____ 円

ただし、補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知します。

2 補助対象事業の内容

事業名	横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業
補助対象車両	
施設等の名称	
施設等の所在地	

3 補助金交付の条件

- （1） 横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則を遵守すること。
- （2） 要綱第6条の規定のとおり、次のとおりとすること。
 - ア 車両から電力を取り出すために、外部給電機能を車両の引き渡し日に有していること。た

だし、補助事業者等の責によらない場合であって、外部給電機能の内、外部給電器（V2L）又は充放電設備（V2H）を車両の引き渡し日までに導入できない時は、導入可能日を明確にし、誓約書を提出した場合に限り、外部給電機能を有しているものとする。

イ 災害時において、車両を配備した施設が介護サービスを継続するため、当該車両から電力を取り出して、活用すること。

ウ 災害時において、車両を配備した施設が停電地域外に所在する場合、横浜市からの要請に基づき、運営に支障がない範囲で、停電地域に所在する施設からの電気自動車等の充電及び配備した当該車両による給電要請等の応援に応じること。

エ 平常時において、車両を配備した施設利用者の送迎等、施設運営に資する目的にのみ当該車両を利用すること。

オ 車両の利用について、配備した施設の業務継続計画（BCP）に記載し、施設の防災訓練においても、当該車両を利用すること。

(3) 要綱第12条の規定のとおり、本通知を受けた日から速やかに、請求書（第6号様式）を市長に提出すること。

(4) 財産の処分の制限

ア 補助金の交付を受けた者は、補助申請車両の初度登録日の翌月から起算し、4年間を経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産を補助金交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供しないこと。

イ 補助金の交付を受けた者は、取得財産の処分をしようとするときは、あらかじめ横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金に係る財産処分承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、承認を受けること。

ウ 取得財産を市長の承認を受けて処分する場合又は交付の目的及び要件に反したときは、補助金の交付を受けた者は、全部又は一部に相当する金額について補助を受けた金額の範囲内で横浜市に返還すること。ただし、申請者の責に帰すべき事由でないと市長が認める場合はこの限りではない。

第 号
年 月 日

（法人名称及び代表者の職・氏名）様

横浜市 長

横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日に受け付けました横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付申請兼実績報告書を審査した結果、次の理由により補助金の不交付を決定しましたので、通知します。

1 対象事業の内容

事業名	横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業
対象車両	
施設等の名称	
施設等の所在地	

2 不交付の理由

年 月 日

（提出先）
横浜市長

（申請者）
法人名
所在地
代表者職・氏名

横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付申請
取下届出書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定兼交付額確定通知のあ
りました横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金については、
次の事項について不服がありますので、同補助金の交付申請を取り下げます。

1 補助金の額

2 申請年月日

年 月 日

3 不服のある交付決定兼交付額確定通知の内容又は補助金交付の条件

（法人名称及び代表者の職・氏名）様

横浜市 長

横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定兼交付額確定の通知をいたしました横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金について、横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、補助金交付決定を取り消しましたので、次のとおり通知します。

1 交付取消額

_____ 円

2 補助取消内容及び理由

事業名	高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業
補助交付決定取消理由	
対象車両	
施設等の名称	
施設等の所在地	

年 月 日

横浜市長

(申請者)
法人名
所在地
代表者職・氏名

横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金請求書

年 月 日 第 号で交付決定兼交付額の確定を受けた補助金について、次のとおり請求します。

1 施設等の名称

2 請求金額

_____ 円

(補助金交付決定兼交付額確定通知書に記載されている金額)

3 補助金振込先

補助金振込先	フリガナ					
	口座名義 (※1)					
	金融機関名と店名	銀行 信金	金融機関コード		支店 本店	支店コード (※2)
	預金種目 (○で囲む)	普通(総合)	当座	貯蓄	その他()	
口座番号	7桁で記入してください(右詰)					

※1 通帳の名義のとおり御記入ください。口座名義がアルファベットで登録されている方は、アルファベットで御記入ください。

※2 ゆうちょ銀行の場合、支店(コード)は3ケタの数字です。記号・番号ではありませんので、御注意ください。

年 月 日

（提出先）
横浜市長

（申請者）
法人名
所在地
代表者職・氏名

横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金に係る
財産処分承認申請書

横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので申請します。

- 1 申請年度・交付決定（兼交付額確定）番号
- 2 施設等の名称、所在地
- 3 補助金交付額
- 4 処分しようとする財産の名称（メーカー名・車名等）
- 5 処分の内容
- 6 処分しようとする理由
- 7 添付書類等
その他必要な書類（自動車検査証（写し）及び「自動車検査証記録事項」（写し）など）

第8号様式（第13条第5項）

第 号
年 月 日

（法人名称及び代表者の職・氏名）様

横浜市 長

横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金に係る財産処分
承認書
不承認書

年 月 日に申請書を受け付けました横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金に係る補助対象事業により取得した財産（車両）の処分について、次のとおり（承認します・不承認とします）。

財産処分承認内容・不承認内容

年 月 日

（提出先）
横浜市長

（申請者）
法人名
所在地
代表者職・氏名

横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金に係る
財産処分完了報告書

年 月 日 第 号で財産処分の承認通知のありました、
横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金に係る補助対象事
業により取得した財産（車両）の処分が完了しましたので、報告します。

- 1 対象車両
- 2 施設等の名称、所在地
- 3 添付書類等
必要な書類（売買契約書の写しなど）